

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置等について

平成29年9月26日

このたびの台風18号による災害により、平成29年9月17日に災害救助法が適用されたことによって、大分労働局では、被災された雇用保険適用事業所（事業所非該当施設を含む。以下「事業所」という。）、「労働者、求職者の方々」に対し、「災害時における求職者給付の支給に関する特別措置」等下記のとおり実施します。

記

【災害時における求職者給付の支給に関する特別措置について】

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた雇用保険被保険者の方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在、災害救助法の適用を受けた市は、佐伯市、津久見市です。）

（注②：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合は対象となります。）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

4 お問い合わせ先

この制度の内容、手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは大分労働局職業安定課（電話：097-535-2090）にお問い合わせください。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、台風18号による災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出るにより、失業の認定日を変更することができます。失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

大分県内ハローワーク一覧表

安定所番号	安定所名	所在地	電話番号	管轄区域等
4401	大分	〒870-8555 大分市都町 4-1-20	097-538-8609	大分市、由布市
4402	別府	〒874-0902 別府市青山町 11-22	0977-23-8609	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
4403	中津	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609	中津市
4404	日田	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609	日田市、玖珠郡
4406	佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 1F	0972-24-8609	佐伯市、臼杵市、津久見市
4407	宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1 宇佐合同庁舎 1F	0978-32-8609	宇佐市、豊後高田市
4408	豊後 大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9三重合同庁舎 3F	0974-22-8609	竹田市、豊後大野市